

和歌山県自然にやさしい技術者認定要綱

[沿革] 平成18年5月1日(制定)

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山県が実施する公共工事において、自然豊かな県土の保全、復元及び創出を図り、次の世代にかけがえのない県土を引き継いでいくために必要な知識、評価能力及び技術を習得した技術者の育成を目的とし、和歌山県知事が認定を行う和歌山県自然にやさしい技術者(以下「自然にやさしい技術者」という。)の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の対象)

第2条 自然にやさしい技術者の認定の対象となる者は、和歌山県在住者又は和歌山県が実施する公共工事に関わる者で、自然共生及び環境保全に関心のあるものとする。

(参加の申請)

第3条 自然にやさしい技術者認定制度の認定を受けようとする者(以下「参加者」という。)は、知事に別に定める参加の申請を行わなければならない。

2 知事は、参加の申請があった場合には、内容を審査の上、参加の登録を行い、参加者に対し通知を行うものとする。

(認定)

第4条 参加者は、別に定める認定研修等に参加し、単位を取得しなければならない。

2 参加者は、自然にやさしい技術者認定制度の単位を取得した場合は、別に定める取得単位の申請を行うものとする。

3 知事は、参加者が認定に必要な単位を取得した場合には、自然にやさしい技術者の認定を行い、別に定める認定証を交付するものとする。

4 知事は、前項の認定を行った者について、別に定める和歌山県自然にやさしい技術者台帳に登載するものとする。

(認定の更新)

第5条 認定の有効期間は、認定証交付の日から3年間とする。

2 自然にやさしい技術者は、認定の更新を受けようとするときは、有効期間満了日までに更新必要単位を取得しなければならない。

3 知事は、自然にやさしい技術者が更新必要単位を取得した場合には、認定の更新を行い、認定証を交付するものとする。

(認定の取り消し)

第6条 知事は、自然にやさしい技術者がその信用を傷つけ、全体の不名誉となるような行為を行ったとき、又は、その他必要と認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(自然にやさしい技術者の役割)

第7条 自然にやさしい技術者は、第1条に定める要綱の趣旨に鑑み、次の各

号に掲げる役割を実践しなければならない。

- (1) 自然豊かな和歌山県土を守り、次の世代に引き継いでいくための指導及び啓発活動を行うなど、自然共生及び環境保全の推進を担うリーダーとしての役割
- (2) 環境共生技術の適切な使用及び循環型公共事業を推進するなど、和歌山県が実施する環境に配慮した公共事業の協力者又は推進者としての役割
- (3) 卓越した技術や指導力による提案や後進を育成するなど、推進者としての役割

(責務)

第 8 条 自然にやさしい技術者は、実践を通じて自己研鑽に努めるとともに自然環境共生に関する各種講習等を受講し、最新の情報等を入手するよう努めなければならない。

2 自然にやさしい技術者は、地域住民等と協働し、自然環境共生の推進を図るよう努めなければならない。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、和歌山県自然にやさしい技術者認定制度の運用に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。